



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 リテールパートナーズ
 代表者名 代表取締役社長 田中 康男
 (コード番号 8167 東証第二部)
 問合せ先 取締役 清水 実
 電話番号 (0835) 20-2477

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 5 月 25 日開催予定の第 64 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 一部変更の理由

会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社は、企業価値の向上を図る観点から、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、会社の機関についての規定の変更、取締役及び取締役会に係る規定の変更、取締役との責任限定契約についての規定の新設、監査役及び監査役会に係る規定の削除、監査等委員会に係る規定の新設、並びに条数の見直し及び字句等の変更を内容とした定款一部変更を行うものであります。なお、第 26 条（取締役の責任限定契約）の新設については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更は、本株主総会の終結の時をもって、その効力が生ずるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は 15 名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は 15 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p>
<p>(選任)</p> <p>第 18 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等</u></p>

2. 当会社の取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(新設)

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現在取締役の任期の満了すべきときまでとする。

(新設)

(新設)

(取締役会の招集)

第 21 条 (条文省略)

2. 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 22 条 (条文省略)

2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第 23 条 取締役会は取締役の中から代表取締役若干名を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

(役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

3. 当会社の取締役の選任は累積投票によらないものとする。

4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 19 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(条文削除)

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第 21 条 (現行どおり)

2. 取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 22 条 (現行どおり)

2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第 23 条 取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

(役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任限定契約) <u>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> <u>第26条 当社の監査役は4名以内とする。</u> <u>2. 監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(選任)</u> <u>第27条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u> <u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p><u>(監査役会)</u> <u>第29条 監査役は監査役会を組織する。</u> <u>2. 監査役会は法令または本定款の定めるもののほか、監査役の職務の執行に関する重要な事項を協議し、または決定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第30条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議)</u> <u>第31条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u> <u>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u> <u>第33条 監査役会に関しては、法令または本</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(条文削除)</p> <p>(条文削除)</p> <p>(条文削除)</p> <p>(条文削除)</p> <p>(監査等委員会の招集) <u>第27条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>(条文削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第28条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規則) <u>第29条 監査等委員会に関しては、法令また</u></p>

定款に定めるもののほか、 <u>監査役会</u> において定める <u>監査役会規則</u> による。	は本定款に定めるもののほか、 <u>監査等委員会</u> において定める <u>監査等委員会規則</u> による。
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 34 条</u> (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 35 条</u> 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、<u>最後のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 36 条</u> 当社は、会計監査人の報酬等を<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 30 条</u> (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 31 条</u> 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち<u>最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 32 条</u> 当社は、会計監査人の報酬等を<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第 37 条</u>～<u>第 40 条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第 33 条</u>～<u>第 36 条</u> (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)
定款変更の効力発生日 (予定)

平成 29 年 5 月 25 日
平成 29 年 5 月 25 日

以 上